

第6回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨（その2）

令和3年11月30日提出

I 件数 4件

【内訳】議案 4件（条例4件）

II 議案の要旨

≪条例関係≫

議案第135号	南相馬市職員の給与に関する条例及び南相馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第136号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第137号	議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第138号	南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

令和3年福島県人事委員会勧告に準じて給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正するもの。

【主な内容】

1 期末手当の引下げ（月例給は改定なし）

（1）一般職員及び任期付職員

年間支給月数を0.15月分引下げ（4.40月分 → 4.25月分）

	6月期	12月期	合計
3年度 期末手当	1.25月（支給済）	1.10月（現行1.25月）	2.35月（現行2.50月）
勤勉手当	0.95月（支給済）	0.95月（改定なし）	1.90月（改定なし）
4年度 期末手当	1.175月	1.175月	2.35月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月

※令和4年度以降は、均等になるように配分

※給与条例を準用する会計年度任用職員については、年度途中での支給割合の改定は行わないこととして特例を規定

(2) 再任用職員

年間支給月数を0.05月分引下げ(2.30月分 → 2.25月分)

	6月期	12月期	合計
3年度 期末手当	0.675月(支給済)	0.625月(現行0.675月)	1.30月(現行1.35月)
勤勉手当	0.475月(支給済)	0.475月(改定なし)	0.95月(改定なし)
4年度 期末手当	0.65月	0.65月	1.30月
以降 勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月

※令和4年度以降は、均等になるように配分

(3) 市長、副市長、教育長、議会議員、特定任期付職員

年間支給月数を0.10月分引下げ(3.30月分 → 3.20月分)

	6月期	12月期	合計
3年度 期末手当	1.65月(支給済)	1.55月(現行1.65)	3.20月(現行3.30月)
4年度 期末手当	1.60月	1.60月	3.20月
以降			

※令和4年度以降は、均等になるよう配分

2 通勤手当の上限額の引上げ

改正前	改正後
職員の通勤距離に応じ支給単位期間につき <u>2,000円から3万円</u> の範囲内で市長が規則で定める額	職員の通勤距離に応じ支給単位期間につき <u>3万5,000円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める額

3 施行日 公布の日

(令和4年度以降の期末手当の改正、通勤手当の改正は、令和4年4月1日施行)

4 その他

- ・期末手当引下げに係る令和3年度の影響額 約5,500万円